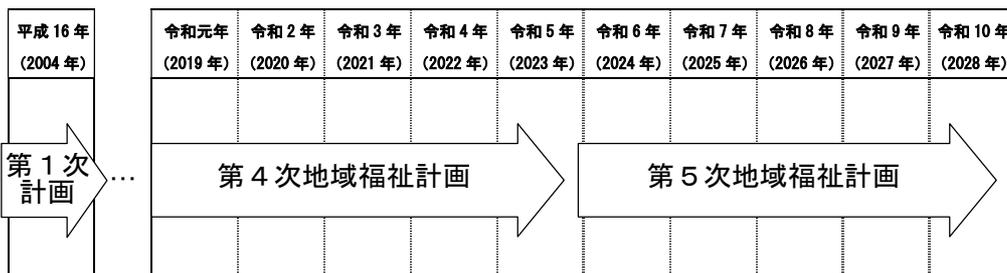


(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	2,212	0	0	0	2,212

目的	年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが住みなれた地域で自立し安心・安全に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携・協力して取り組む活動の指針となる次期「地域福祉計画」を令和5年度に策定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第107条に基づき、平成15年度(2003年度)の第一次地域福祉計画策定以来、5年毎に計画の策定を行ってきた。 ・現在の第4次地域福祉計画令和5年度(2023年度)末で終期を迎える。
事業内容	<p>1 計画概要</p> <p>名称 第5次浜松市地域福祉計画 計画期間 5年間(令和6年度～令和10年度) 計画内容 年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安心・安全に暮らせる社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティア等様々な福祉活動の担い手、行政等が連携し、協力して取り組む活動の指針</p> <p>2 地域福祉計画策定実態調査 2,212千円 対象者 浜松市に在住する満20歳以上の住民から2,400人を抽出 調査時期 令和4年10月～令和5年3月 調査内容 地域社会との関わり方、相談体制、福祉やボランティアについての関心、社会福祉協議会の活動、地域福祉に期待すること、福祉サービスの利用促進など</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和4年度 10月～3月 実態調査の実施・分析 令和5年度 12月 パブリックコメントの実施 3月 計画策定</p>

◆次期計画期間・・・2024年度から2028年度



福祉交流センター大規模改修事業

健康福祉部福祉総務課
電話:457-2326

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	2,190,889	4,900	1,787,800	293,000	105,189

※関連課 財務部公共建築課(電話:457-2461)

※福祉施設運営事業施設整備事業 2,168,278千円の一部、公共建築物耐震化推進事業 263,488千円の一部

※財源(その他)事業所税

目的	福祉政策の拠点である福祉交流センターを長期的に活用するため、休館による利用者への影響を最小限に留めたくて、将来的に必要な改修工事を一括実施する。				
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・開館から37年が経過しており、躯体や設備の老朽化が進行している。 ・休館による利用者への影響を最小限に留めるため、今後10年間に見込まれる短中期修繕計画工事及び長寿命化工事を一括実施するための事業費として、令和2年2月議会にて債務負担行為を設定した。 ・大規模改修事業に伴う福祉交流センターの休館期間は、令和3年7月から令和4年7月を予定している。 				
事業内容	<p>1 内容</p> <p>(1) 大規模改修工事 1,943,901千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化大規模改修工事及び短中期修繕計画工事 ・ホール吊り天井落下防止対策工事 ・駐車場整備工事 <p>(2) 福祉交流センター機能拡充工事 142,898千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能性及び利便性向上のためのレイアウト変更並びに設備改修工事等 <p>(3) 仮設事務所の設置 26,517千円</p> <p>(4) その他 77,573千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設事務所からの移転、不用品処分 など 				
【スケジュール】					
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	実施設計	12月 ←	→ 9月		
2	工事		3月 ←	→ 7月	
3	休館			7月 ←	→ 7月
※令和4年8月 福祉交流センター供用開始予定					

障害者（児）自立支援給付事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話：457-2863

(単位：千円)

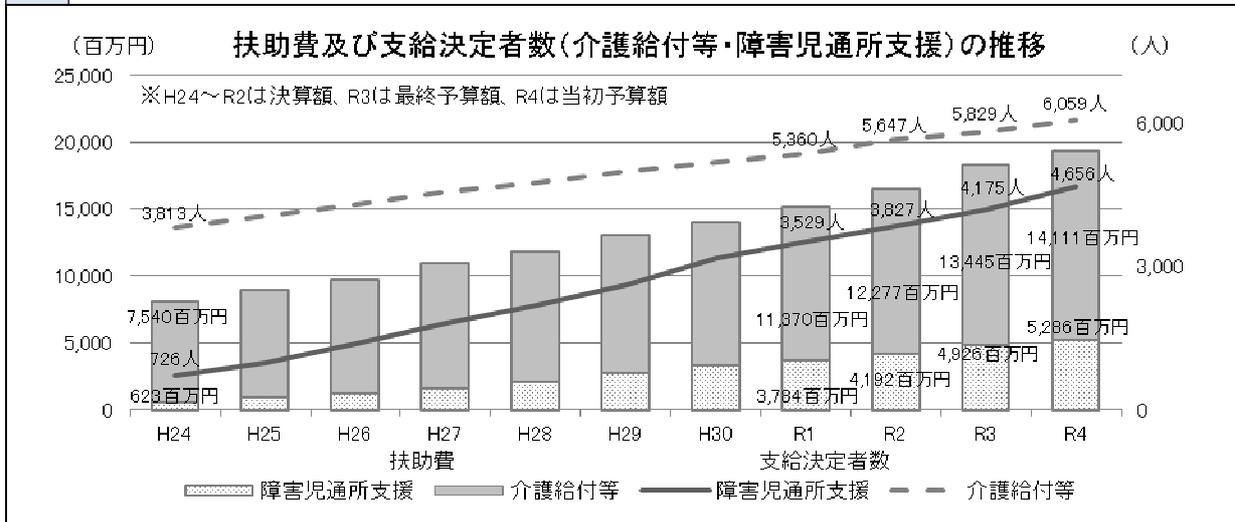
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	21,479,646	15,770,837	0	24	5,708,785

※障害者自立支援給付事業 16,061,159 千円の一部、障害児自立支援給付事業 5,429,575 千円の合計

※財源（その他）知的障害者措置費負担金

目的	障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等にかかる給付を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの利用者数も増加している。 ・特に障害児通所支援事業については、発達障害の認知の広がり等によるニーズの増加に伴い、サービス量が大きく拡大している。

事業内容	区分		事業内容	予算（千円）
	障がい者	介護給付等事業		居宅介護や生活介護などの障害福祉サービスの提供
自立支援医療事業		更生医療や精神通院医療に対する助成	1,943,689	
補装具費支給事業		補装具の購入又は修理費用の支給	84,184	
小計			16,050,071	
障がい児	障害児通所支援事業		児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供	5,296,174
	介護給付等事業		居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスの提供	103,787
	補装具費支給事業		補装具の購入又は修理費用の支給	29,614
	小計			5,429,575
合計			21,479,646	



障がい者計画策定事業

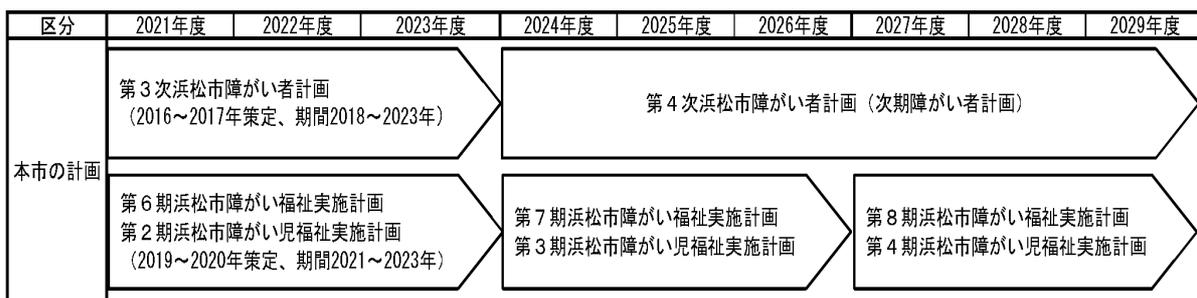
健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2034

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,137	0	0	0	3,137

目的	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加のための総合的な施策に関する基本計画を策定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者計画」は障害者基本法において、「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」は障害者総合支援法・児童福祉法において市町村ごとの計画策定義務が義務付けられている。 「第3次浜松市障がい者計画」、「第6期浜松市障がい福祉実施計画」及び「第2期浜松市障がい児福祉実施計画」が令和5年度末に終期を迎える。
事業内容	<p>1 計画概要</p> <p>名称 第4次浜松市障がい者計画 計画期間 6年間（令和6年度～令和11年度） 計画内容 障害者の自立及び社会参加支援に向けた総合的計画</p> <p>名称 第7期浜松市障がい者福祉実施計画 ・第3期浜松市障がい児福祉実施計画 計画期間 3年間（令和6年度～令和8年度） 計画内容 障害福祉サービスの見込量とその確保の方策</p> <p>2 障がい者計画策定実態調査 3,137千円 対象者 障がいのある人、障害福祉サービス支給決定者など 対象者数 約3,000人 調査時期 令和4年11～12月（予定） 調査内容 障がいのある人の生活状況、障害福祉サービス利用状況、サービスニーズなど</p> <p>3 スケジュール 令和4年度 実態調査の実施 令和5年度 パブリックコメントの実施、計画策定</p>

◆次期計画期間・・・令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業

健康福祉部高齢者福祉課
電話:457-2789

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	5,451	0	0	0	5,451

目的	高齢者保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るため、総合的な指針として、高齢者保健福祉及び介護保険事業を一体化した計画を策定する。												
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 22 万 2 千人の市内高齢者人口は、令和 22 年（2040 年）にピークの 23 万 9 千人となる。 ・老人福祉法及び介護保険法において、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が義務付けられている。 ・現計画「はままつ友愛の高齢者プラン」が令和 5 年度末で終期を迎える。 												
事業内容	<p>1 計画概要</p> <p>名 称 第 10 次浜松市高齢者保健福祉計画・第 9 期浜松市介護保険事業計画 （はままつ友愛の高齢者プラン）</p> <p>計画期間 3 年間（令和 6 年度～8 年度）</p> <p>計画内容 高齢者の現状と施策の方向性、重点施策、介護保険サービス見込量及び保険料</p> <p>2 はままつ友愛の高齢者プラン実態調査 5,451 千円</p> <p>対 象 一般高齢者 4,000 人、介護認定者 6,000 人、 介護サービス提供事業所 500 か所</p> <p>調査時期 令和 4 年 12 月</p> <p>調査内容 超高齢社会に対する意識や生活状況、活動状況、 介護保険サービスに対する意向やサービス利用状況など</p> <p>3 スケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>12 月～3 月</td> <td>実態調査</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>12 月</td> <td>パブリックコメント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 月</td> <td>計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>4 月</td> <td>新計画に基づく施策の推進</td> </tr> </table>	令和 4 年度	12 月～3 月	実態調査	令和 5 年度	12 月	パブリックコメント		3 月	計画策定	令和 6 年度	4 月	新計画に基づく施策の推進
令和 4 年度	12 月～3 月	実態調査											
令和 5 年度	12 月	パブリックコメント											
	3 月	計画策定											
令和 6 年度	4 月	新計画に基づく施策の推進											

◆次期計画期間・・・令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）

区 分	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第 10 次浜松市高齢者保健福祉計画 第 9 期浜松市介護保険事業計画	/			実態 調査	計画 策定	計画 期間		
第 9 次浜松市高齢者保健福祉計画 第 8 期浜松市介護保険事業計画	実態 調査	計画 策定	計画 期間			/		

〈新規〉老人福祉施設職員処遇改善事業

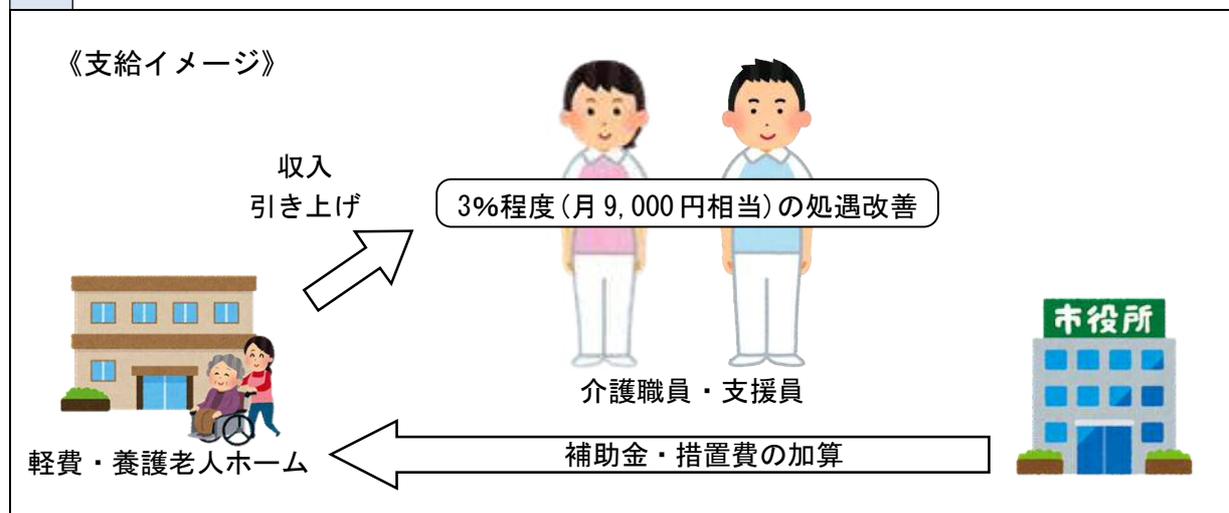
健康福祉部高齢者福祉課
電話:457-2886

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	16,200	0	0	0	16,200

※民間軽費老人ホーム助成事業 560,304 千円の一部 9,936 千円、養護老人ホーム入所事業 869,804 千円の一部 6,264 千円の合計

目的	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による介護職員等の処遇改善支援に合わせ、軽費老人ホーム及び養護老人ホームに勤務する職員について処遇改善を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月19日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、介護職員等の処遇改善支援が示されたが、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは対象外とされた。 軽費老人ホーム及び養護老人ホームの職員は介護職員と類似する業務内容であることから、厚生労働省は、老人保護措置費等の改定による処遇改善支援を自治体に要請している。
事業内容	<p>市内の軽費老人ホーム及び養護老人ホームに勤務する職員の収入を3%程度(月9,000円相当)引き上げる賃金改善分として、老人保護措置費及び補助金に処遇改善加算を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホーム介護職員の処遇改善に対する経費 9,936 千円 (16 施設) 養護老人ホーム支援員の処遇改善に対する経費 6,264 千円 (6 施設) 対象職員 入居者の食事・生活補助等の支援を行う職員 適用 令和4年4月から



〈新規〉ふじのくに結婚応援協議会負担金

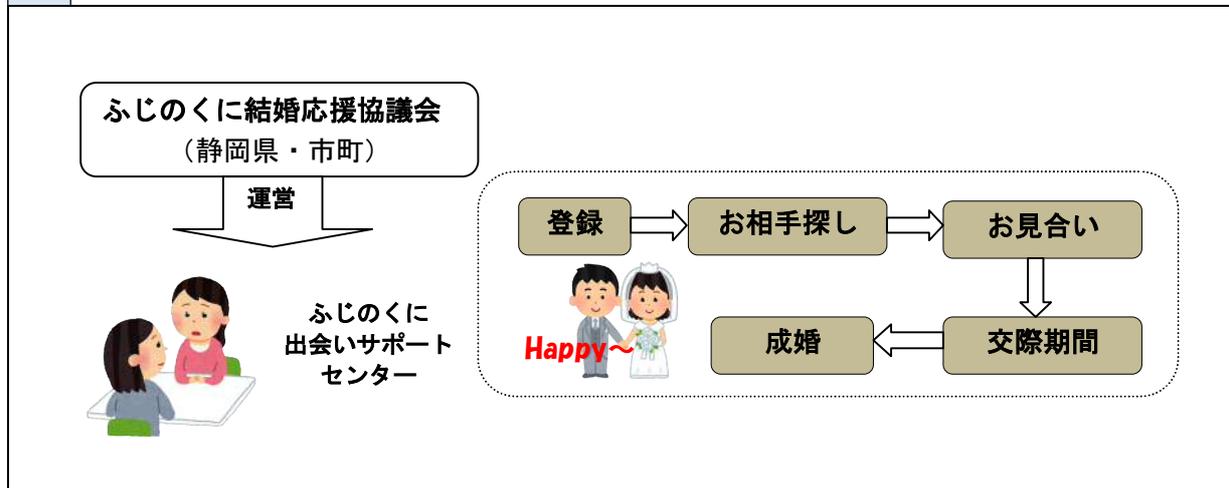
こども家庭部次世代育成課
電話: 457-2795

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	625	0	0	0	625

※地域少子化対策強化事業 42,647 千円の一部

目的	結婚を希望する男女の出会いの機会や場の提供及び結婚支援により、未婚化の抑制及び合計特殊出生率の上昇につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度子育て・少子化に関するアンケート調査」において、未婚者の約7割が結婚を希望する結果が出ている。 ・静岡県は少子化対策の取組として、令和3年11月30日に「ふじのくに結婚応援協議会」を立ち上げた。
事業内容	<p>静岡県が設置した「ふじのくに結婚応援協議会」に参画し、県と市町の協働で結婚支援事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会への参画 静岡県内 35 市町が参画 2 協議会における実施事業 ふじのくに出会いサポートセンターの運営（令和4年4月稼働予定） <p>(1) 利用対象者 結婚を希望する 20 歳以上の独身者（県内移住希望者を含む）</p> <p>(2) 提供サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングシステムを活用した出会いの機会の提供 ・専門相談員による結婚相談 ・婚活イベントの情報配信・実施



〈新規〉結婚新生活支援事業

こども家庭部次世代育成課
電話: 457-2795

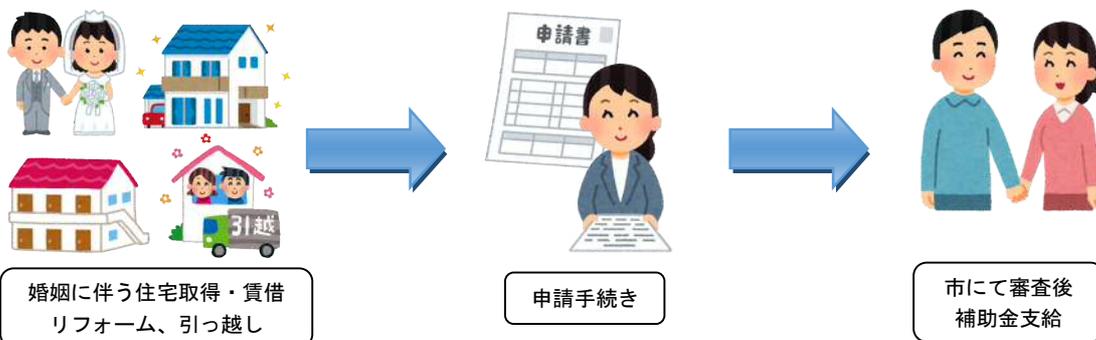
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	42,000	28,000	0	0	14,000

※地域少子化対策強化事業 42,647 千円の一部

目的	婚姻に伴う新生活開始のための費用を補助することで、未婚化及び晩婚化を抑制し、合計特殊出生率の上昇につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・晩婚化・晩産化等により妊娠・出産を希望する世帯が理想とする子供の数を叶えられていない現状にあり、本市の出生数及び合計特殊出生率は年々減少している。 ・静岡県は、令和3年度から「ふじのくに新婚生活応援モデル事業」を開始した。
事業内容	<p>婚姻に伴う新生活のスタートにかかる費用を支援する。</p> <p>1 対象世帯 令和4年4月以降に婚姻届を提出し受理された夫婦のうち、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である世帯かつ、世帯所得が400万円未満である世帯</p> <p>2 対象経費 (1) 住宅取得費用 (2) 住宅のリフォーム費用 (3) 新規の住宅賃借費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料） (4) 引越費用</p> <p>3 補助上限額 (1) 夫婦共に29歳以下の世帯：60万円 (2) 夫婦共に39歳以下の世帯：30万円</p>

事業実施イメージ



SNS を活用した若者相談支援事業

こども家庭部青少年育成センター
電話: 457-2418

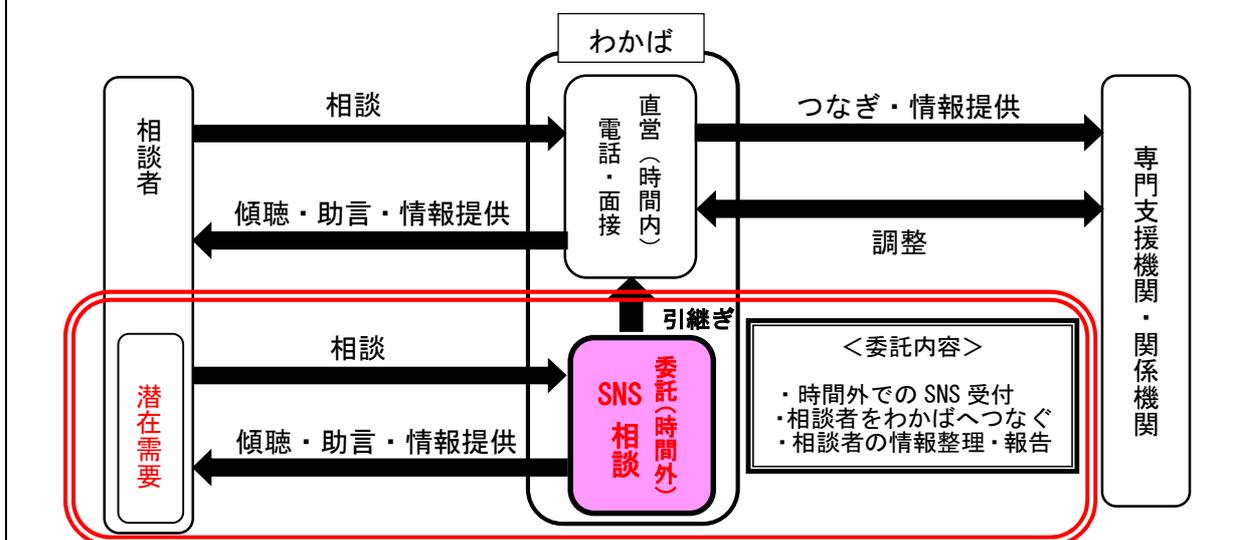
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	11,506	0	0	0	11,506

※青少年活動デジタル運営経費 11,602 千円の一部

目的	電話相談等に踏み切れない若者に対し、SNS を活用した相談を実施し、若者相談支援窓口「わかば」の充実を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談等に踏み切れない若者の掘り起こしには SNS 等の新世代ツールの活用が有効である。 令和元年度に内閣府事業として試行・検証のうえ、令和2年度から事業化しており、SNS による相談件数が増加している。
事業内容	<p>LINE（わかものライン相談@浜松市）による若者相談支援を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年8月～令和5年3月（週2日、約70日間） (2) 相談強化期間（学校の長期休暇明けに約10日） 計 80 日 相談時間 午後6時から午後10時 対象者 浜松市に在住又は通学・通勤する概ね15歳から40歳未満の者及びその家族 相談内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活、不登校、ひきこもり、発達障がい、非行等に関する関係機関の紹介 (2) その他必要な情報の提供及び助言 受付体制 相談員（受託事業者）2人以上（有資格者及び相談事業経験者）

<SNS 相談事業の仕組みとイメージ図>



〈新規〉ヤングケアラー研修推進事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

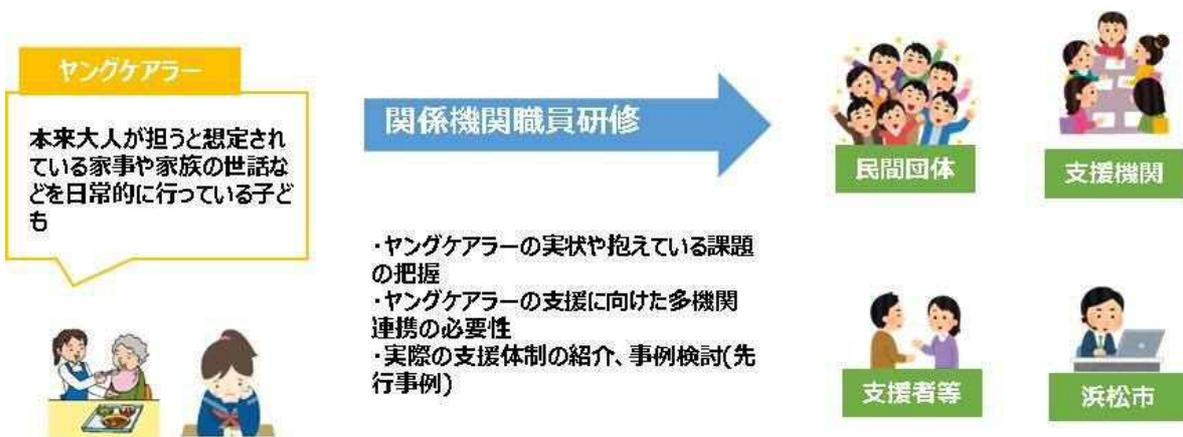
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,046	1,023	0	0	1,023

※児童家庭相談事業 15,037 千円の一部

目的	福祉・介護・医療・教育等の関係機関の職員がヤングケアラーについて学ぶための研修を実施することにより、浜松市のヤングケアラー支援体制を構築する。
背景	厚生労働省は、令和4年度から3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上のための集中取組期間とし、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する方針を示している。
事業内容	<p>福祉・介護・医療・教育等の関係機関による相互連携強化及びヤングケアラーの把握・発見を確実にできる体制を構築するため、ヤングケアラーの発見や支援策にかかる研修を実施する。</p> <p>1 研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの実状や抱えている課題の把握 ・ヤングケアラーの支援に向けた多機関連携の必要性 ・実際の支援体制の紹介、事例検討(先行事例) <p>2 研修参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉、介護、医療等に携わる行政及び民間職員等 ・市民を対象とした公開講座

ヤングケアラー研修事業イメージ



子育て世帯に対するフードパントリー支援事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	15,000	11,250	0	3,750	0

※子供の貧困対策総合支援事業 18,328 千円の一部

※財源(その他) 子どもの未来応援基金繰入金

目的	食料品や生活用品などの配付等により、新型コロナウイルス感染症の影響等で困窮する子育て世帯を支援し、社会的孤立の解消を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染症の影響等により経済的に困窮する世帯が増えるとともに、民間で行う子ども食堂が通常どおりの活動ができないなどの事態が生じている。 ・令和2年10月「浜松市子どもの生活実態調査」において、必要な食料品を買えなかった経験のある保護者は1.7%（有効回答数3,071件）存在し、年収の低い世帯（困窮群）において、その割合が高いことが示されている。
事業内容	<p>生活に困窮する子育て家庭に対して、食料品や生活用品等を無償提供する配付会を実施するとともに、困りごとの相談や支援策の情報提供により、社会的孤立の解消を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて就労環境が悪化するなど、経済的に困窮している子育て世帯 2 配付物品 1回の開催につき1世帯あたり5,000円相当の食料品や生活用品等（生理用品等の衛生用品を配付することも可）を100セット配付 3 開催回数 4団体が年間で3回実施（延べ12回） （1）令和4年7月から9月までの間に1回実施 （2）令和4年10月から12月までの間に1回実施 （3）令和5年1月から3月までの間に1回実施 4 実施方法 NPO法人等の支援団体を公募し、事業委託により実施

令和3年度フードパントリー支援事業の様子



令和3年度の開催状況

・12月までに6回開催 637世帯に配布

- 7月31日 浜松学院大学
- 9月12日 佐鳴台協働センター、長上協働センター
- 12月5日 篠原協働センター
- 12月12日 可美公園総合センター
- 12月26日 浜北文化センター
- 2月12日 アイミティ浜松（予定）
- 2月20日 南陽協働センター（予定）
- 3月6日 サーラ音楽ホール（予定）

〈新規〉子どもの居場所づくり助成事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

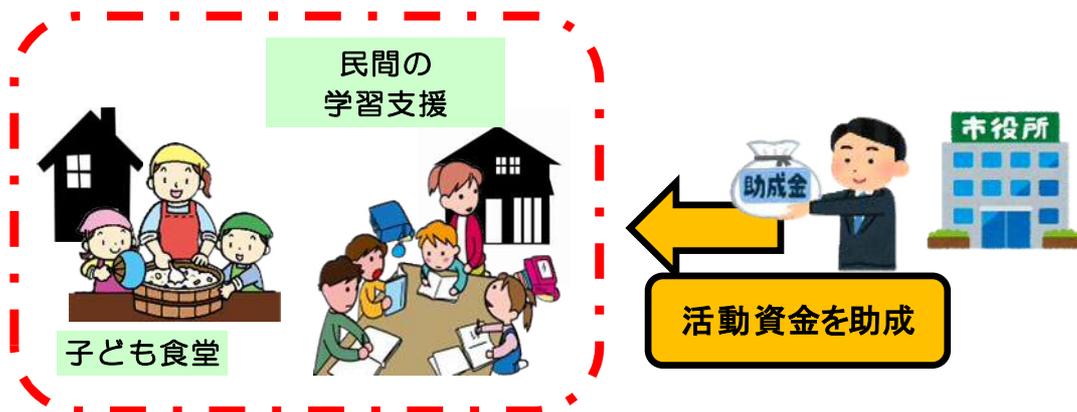
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,968	1,484	0	1,484	0

※子供の貧困対策総合支援事業 18,328 千円の一部
※財源(その他) 子どもの未来応援基金繰入金

目的	子どもの居場所(子ども食堂、学習支援等)を提供する NPO 法人等に対し、事業の立上げ及び活動を支援することにより、困窮する子育て世帯に対する支援の充実を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度「子どもの生活実態調査」において、困窮群の 38.7% (一般群 30.7%) が子どもの居場所の利用を希望している。 ・子ども食堂等は、新型コロナウイルス感染症の影響等により活動の継続が難しくなっている。
事業内容	<p>子どもの居場所を提供する NPO 法人等に対する立上げ・活動支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業者 子どもの居場所(子ども食堂、民間の学習支援等)を提供する NPO 法人等 2 補助対象経費 子どもの居場所づくりに要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ支援 新たな事業立上げに要する経費(備品購入等) ・活動支援 会場借上げ費用、食事提供等に要する経費 3 補助率 経費の 1/2 以内 4 補助上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ 子供の居場所 1 か所あたり 200 千円 ・活動支援 子供の居場所 1 か所あたり 72 千円/年 複数事業実施の場合 24 千円加算 ※活動支援は最初の申請から 3 回を限度とする

子どもの居場所づくり助成事業イメージ



ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

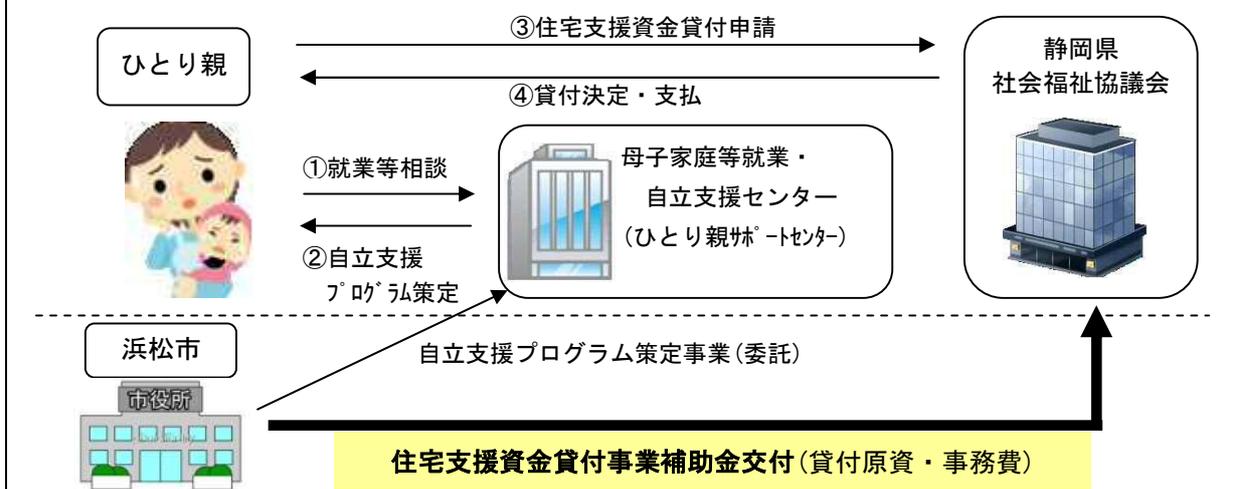
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	9,300	8,370	0	0	930

※母子家庭福祉対策事業 24,279 千円の一部

目的	就業等に向け意欲的に取り組むひとり親家庭に対し、家賃の全部又は一部の貸し付け支援により、生活基盤の安定及び自立に向けた取組を促進する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度 (2016 年度) から静岡県社会福祉協議会が主体となって、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (以下、「高等貸付」)」を実施している。 令和 3 年度 (2021 年度) からひとり親家庭住宅支援資金貸付事業が高等貸付のメニューとして追加された。
事業内容	<p>ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業を実施する静岡県社会福祉協議会に対して、貸付資金及び事業費の一部を補助する。</p> <p>1 貸付制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業主体 静岡県社会福祉協議会 (2) 対象経費 入居住宅の家賃 (世帯あたり上限 4 万円/月) (3) 貸付期間 上限 12 か月 (返済免除あり) <p>2 補助内容</p> <p>静岡県社会福祉協議会に対し、事業運営に要する貸付資金及び事務費を静岡県・静岡市・浜松市から実績に応じて補助金として拠出</p> <p>浜松市負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付資金 7,200 千円 ・ 事務費 2,100 千円

住宅支援資金貸付事業イメージ



子ども医療費助成制度の見直し

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

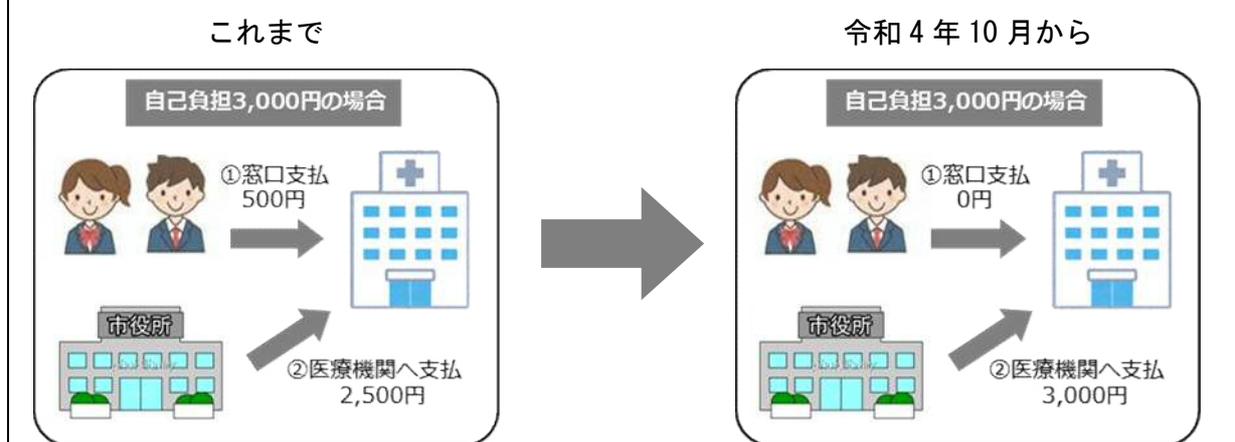
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	47,088	0	0	0	47,088

※関連課 健康福祉部障害保健福祉課 (電話: 457-2863)

※子ども医療費助成事業 2,491,824 千円の一部、高校生世代医療費助成事業 403,526 千円の一部、ひとり親家庭等医療費助成事業 254,157 千円の一部、重度障害児医療費助成事業 186,128 千円の一部、障害者福祉デジタル運営経費 49,036 千円の一部の合計

目的	高校生までの子どもの入院・通院にかかる自己負担に対する助成制度を見直し、保護者の経済的負担を軽減する。					
背景	新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的困難を抱える家庭が増えている。					
事業内容	1 見直し内容					
	種別	乳幼児医療	小・中学生医療	高校生世代医療	ひとり親医療	重度心身障害児医療
	対象	0歳から就学前	小1から中3	中学卒業から18歳	親と20歳までの子	手帳所持者等(うち20歳未満)
	自己負担	これまで	入院…500円/日 通院…500円/回		入院・通院とも 1医療機関500円/月	
	R4年10月以降	入院…無料 通院…500円/回 ※ただし、0歳児に限り通院原則無料		入院…無料 通院…1医療機関500円/月 ※ただし、0歳児に限り通院原則無料		
	2 制度改正時期 令和4年10月診療分より					

入院及び0歳児の通院のイメージ (現物給付)



私立保育所等施設整備費助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	230,367	204,772	0	0	25,595

目的	認定こども園、保育所及び幼稚園の増改築等により、施設の老朽化対策並びに保育需要に対応した定員拡大を図る。																																																											
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍の推進や働き方改革による就労形態の多様化などから、保育需要は年々増加している。 ・ 令和3年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は0人を達成したが、保留児童数435人は解消に至っていない。 (待機児童数の推移 H30: 97人、R1: 31人、R2: 11人、R3: 0人) 																																																											
事業内容	<p>認定こども園の増改築等に対する助成</p> <p>1 補助基準額 認定こども園整備(増改築)事業費に3/4を乗じた額</p> <p>2 令和4年度事業計画(令和5年4月開園予定)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>計画地</th> <th>施設種別</th> <th>施設名</th> <th>整備区分</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>西区 舞阪町 舞阪</td> <td>認定 こども園</td> <td>順愛こども園</td> <td>増改築</td> <td>10 (90→100)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浜北区 内野台 二丁目</td> <td>認定 こども園</td> <td>(仮)うちの丘。こども園</td> <td>増築</td> <td>20 (60→80)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>寺島</td> <td>認定 こども園</td> <td>あゆみの森こども園</td> <td>増築</td> <td>90 (120→210)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合計</td> <td>120 増</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設・増築等による定員の拡大(2・3号定員) (単位: 人)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園・保育所</td> <td>490</td> <td>410</td> <td>120</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td> 創設</td> <td>490</td> <td>330</td> <td>-</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td> 増改築</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td> 増築</td> <td>-</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>					No.	計画地	施設種別	施設名	整備区分	定員(人)	1	西区 舞阪町 舞阪	認定 こども園	順愛こども園	増改築	10 (90→100)	2	浜北区 内野台 二丁目	認定 こども園	(仮)うちの丘。こども園	増築	20 (60→80)	3	寺島	認定 こども園	あゆみの森こども園	増築	90 (120→210)	合計					120 増	整備年度	R2	R3	R4	計	認定こども園・保育所	490	410	120	1,020	創設	490	330	-	820	増改築	-	-	10	10	増築	-	80	110	190
No.	計画地	施設種別	施設名	整備区分	定員(人)																																																							
1	西区 舞阪町 舞阪	認定 こども園	順愛こども園	増改築	10 (90→100)																																																							
2	浜北区 内野台 二丁目	認定 こども園	(仮)うちの丘。こども園	増築	20 (60→80)																																																							
3	寺島	認定 こども園	あゆみの森こども園	増築	90 (120→210)																																																							
合計					120 増																																																							
整備年度	R2	R3	R4	計																																																								
認定こども園・保育所	490	410	120	1,020																																																								
創設	490	330	-	820																																																								
増改築	-	-	10	10																																																								
増築	-	80	110	190																																																								
<p>《令和3年4月1日開設 認定こども園》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>																																																												

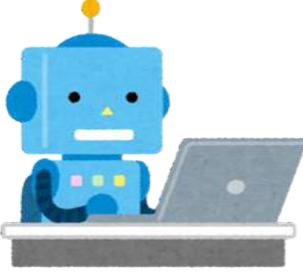
〈新規〉 保育相談体制の強化

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	4,653	4,653	0	0	0

※保育事業デジタル運営経費 18,679 千円の一部

目的	<p>保育相談センターの開設及び保育チャットボット（※1）の導入により、保育に関する相談体制を強化し、市民サービスの向上を図る。</p> <p>※1 チャット（会話）とボット（ロボット）を組み合わせた言葉人が応答するのではなく、プログラムが会話を行う仕組み</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども連れの相談者への柔軟な対応や新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ビデオ通話等によるオンラインでの相談体制の構築が必要である。 ・年間を通じて休日や時間を問わず利用可能なネット相談窓口を要望する意見がある。
事業内容	<p>1 保育相談センターの設置（市役所北館2階）</p> <p>（1）運用 タブレット型端末等を利用し、保育相談センターに常駐する保育サービス相談員が自宅又は最寄りの区役所からのオンラインによる対話形式の相談に対応する。</p> <p>（2）開設時期 令和4年4月</p> <p>2 保育チャットボットの導入</p> <p>（1）内容 シナリオ型（※2）LINEチャットボット機能を導入し、保育園への入所手続き等の保育に関する疑問に対し、24時間365日対応可能な体制を整備する。 ※2 シナリオ型とは相談者自身が回答を選択することで、相談者自身が求める情報にたどり着くことが可能となる手法。</p> <p>（2）導入時期 令和4年10月頃</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>＜保育相談センター＞</p>  <p>開庁日（平日 8:30～17:15）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>通話</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>スマートフォン等からアクセス</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>通信</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>＜保育チャットボット＞</p>  <p>24時間365日対応</p> </div> </div>	

〈新規〉保育士等合同就職説明会実施事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2827

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	164	0	0	0	164

※保育事業運営経費 18,927 千円の一部

目的	幼児教育・保育に関わる人材の安定確保及び離職防止により、職員及び児童の保育環境向上を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・保育需要に対応するため、施設整備や定員の拡大を推進する中で、必要となる保育士数は増加している。 ・私立保育所等においても、保育士等の確保に苦慮していることから、合同で就職説明会の開催を要望する声が寄せられている。 ・公立保育所・幼稚園の採用試験受験者数は、近年減少傾向である。
事業内容	<p>保育士や幼稚園教諭にかかる就職説明会を公立・私立合同で開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会場 アクトシティ浜松コンgresセンター 2 開催時期 令和5年3月下旬予定 3 合同開催による効果 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の選択肢拡大 ・施設毎の特色や処遇内容についての比較検討 ・参加者の増加及び負担軽減

今まで（それぞれで開催）

令和4年度以降（合同開催）

浜松市私立幼稚園協会主催
就職ガイダンス

浜松市人事委員会主催
就職セミナー

浜松民間保育園長会主催
保育士就職説明会



3月 浜松市人事委員会主催
就職セミナー

ブース① 公立保育所・幼稚園
(浜松市)

ブース② 私立保育所等
(浜松民間保育園長会)

ブース③ 私立幼稚園
(浜松市私立幼稚園協会)

保育所等利用待機児童の対策

こども家庭部幼児教育・保育課
電話：457-2827

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	子育て・教育	434,650	314,866	0	0	119,784

※私立保育所等施設整備費助成事業 230,367 千円、認証保育所利用者助成事業 36,240 千円、
私立幼稚園教育振興助成事業 231,089 千円の一部の合計

目的	私立保育所等の増改築による定員拡大をはじめとした様々な施策により、保育所等利用待機児童ゼロの維持及び保留児童の解消を図る。																		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進や働き方改革による就労形態の多様化などから、保育需要は年々増加している。 ・令和3年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は0人を達成したが、保留児童数435人は解消に至っていない。 (待機児童数の推移 H30：97人、R1：31人、R2：11人、R3：0人) 																		
事業内容	<p>1 保育所等の定員数 令和4年度の定員増の見込み 559人 (R3：16,902人→R4：17,461人)</p> <p>(1) 特定教育・保育施設(認定こども園、保育所)</p> <table border="0"> <tr> <td>R4：16,070人 (R3：15,520人)</td> <td>550人増</td> </tr> <tr> <td>・施設整備(5園)による定員増</td> <td>410人増</td> </tr> <tr> <td>・幼稚園からの移行(1施設)による定員増</td> <td>120人増</td> </tr> <tr> <td>・既存認定こども園、保育所の定員増</td> <td>20人増</td> </tr> </table> <p>(2) 特定地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)</p> <table border="0"> <tr> <td>R4：1,391人 (R3：1,382人)</td> <td>9人増</td> </tr> <tr> <td>・認可外保育施設からの移行(1施設)による定員増</td> <td>9人増</td> </tr> </table> <p>2 待機児童解消の具体的施策</p> <p>(1) 保育所等の整備</p> <p>私立保育所等施設整備費助成事業 230,367千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 国2/3、市1/12、事業者1/4 ・整備内容 <table border="0"> <tr> <td>増改築 1施設</td> <td>定員 10人増</td> <td></td> </tr> <tr> <td>増築 2施設</td> <td>定員 110人増</td> <td>計120人増</td> </tr> </table> ・開設予定 令和5年4月 	R4：16,070人 (R3：15,520人)	550人増	・施設整備(5園)による定員増	410人増	・幼稚園からの移行(1施設)による定員増	120人増	・既存認定こども園、保育所の定員増	20人増	R4：1,391人 (R3：1,382人)	9人増	・認可外保育施設からの移行(1施設)による定員増	9人増	増改築 1施設	定員 10人増		増築 2施設	定員 110人増	計120人増
R4：16,070人 (R3：15,520人)	550人増																		
・施設整備(5園)による定員増	410人増																		
・幼稚園からの移行(1施設)による定員増	120人増																		
・既存認定こども園、保育所の定員増	20人増																		
R4：1,391人 (R3：1,382人)	9人増																		
・認可外保育施設からの移行(1施設)による定員増	9人増																		
増改築 1施設	定員 10人増																		
増築 2施設	定員 110人増	計120人増																	

(2) 認証保育所の利用者に対する助成（市単独事業）

認証保育所利用者助成事業 36,240 千円（11 施設、延 1,812 人）

0 歳児～2 歳児の利用者負担に対する補助金 1 人あたり月額 20,000 円

(3) 私立幼稚園等が実施する幼稚園型一時預かり事業等の推進

私立幼稚園教育振興助成事業の一部 168,043 千円

- ・幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等 75 園に対する補助金
- ・預かり保育を実施する私立幼稚園 29 園に対する補助金

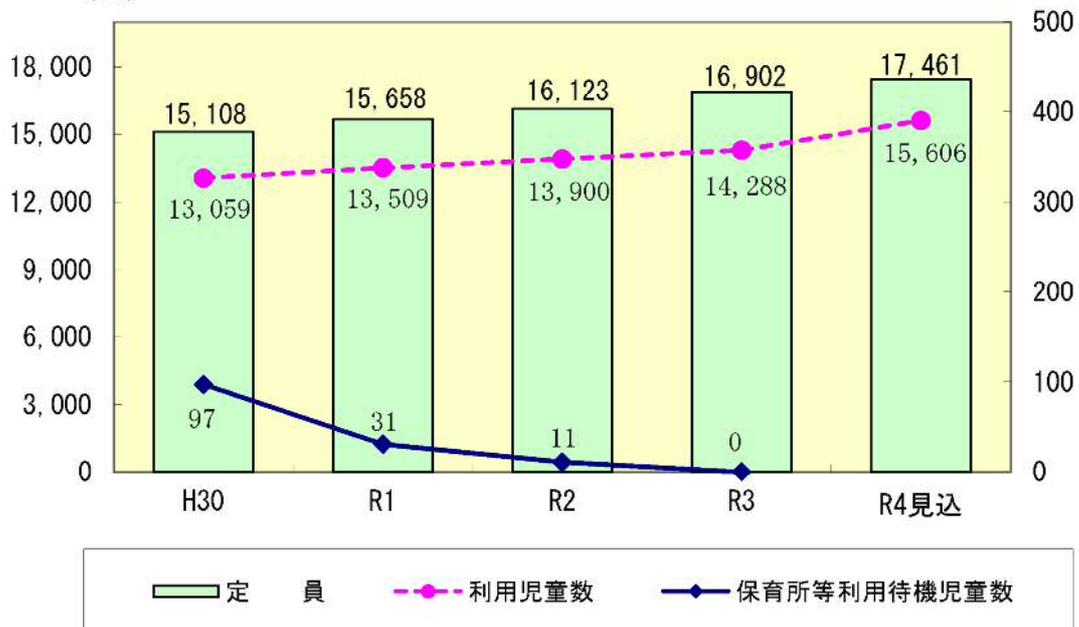
(4) 市立幼稚園における預かり事業の実施

- ・市立幼稚園 23 園において、降園後 16 時 30 分まで実施
- ・早朝預かりや 16 時 30 分以降の預かりは、幼稚園ごとの保護者ニーズや職員配置等を踏まえて実施

浜松市の保育施設定員・利用児童数・保育所等利用待機児童数の推移

定員、利用児童数
(人)

保育所等利用
待機児童数 (人)



障害児施設整備費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2860

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	176,100	117,400	46,900	0	11,800

目的	医療的ケア児等の受け入れが可能な児童発達支援センターを整備する社会福祉法人に対し、施設整備にかかる経費を対象として補助金を交付することで、障がい児福祉の増進を図る。										
背景	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターは障がい児の中核的な支援機関として位置づけられており、国は人口 10 万人に対し 1 か所の整備を目指しているが、本市では中区及び南区で未設置となっている。 医療の進歩により障がい児や医療的ケア児等は増加傾向にあるが、医療的ケア児等の受入可能な事業所は看護師配置などの人員配置が課題となり整備が進んでいない状況である。 										
事業内容	<p>児童発達支援センターの創設に対する助成</p> <p>1 補助基準額 児童発達支援センター整備事業費に 3/4 を乗じた額</p> <p>2 整備内容 (令和 5 年 3 月開設予定)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>法人名</th> <th>施設名</th> <th>サービス</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(福) 聖隷福祉事業団</td> <td rowspan="2">(仮称) 聖隷こども発達支援センター かるみあ和合</td> <td>児童発達支援</td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>20 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用者には医療的ケア児等の受入を見込む。</p>	法人名	施設名	サービス	定員	(福) 聖隷福祉事業団	(仮称) 聖隷こども発達支援センター かるみあ和合	児童発達支援	30 人	放課後等デイサービス	20 人
法人名	施設名	サービス	定員								
(福) 聖隷福祉事業団	(仮称) 聖隷こども発達支援センター かるみあ和合	児童発達支援	30 人								
		放課後等デイサービス	20 人								

【開設予定地 (中区和合町 555)】



【児童発達支援センターの設置状況】

No.	事業所名	所在地	定員
1	多機能型事業所 さんぼみち	東区 中郡町	20 人
2	子ども発達センター たっく	西区 大久保町	30 人
3	児童発達支援センター ひかりの子	北区 三方原町	15 人 (重心 15)
4	浜松市根洗学園	北区 根洗町	80 人
5	児童発達支援センター ひまわり	浜北区 高藺	80 人 (重心 10)

〈新規〉高齢者の保健・介護予防一体事業

健康福祉部国保年金課
電話:457-2638

(単位:千円)

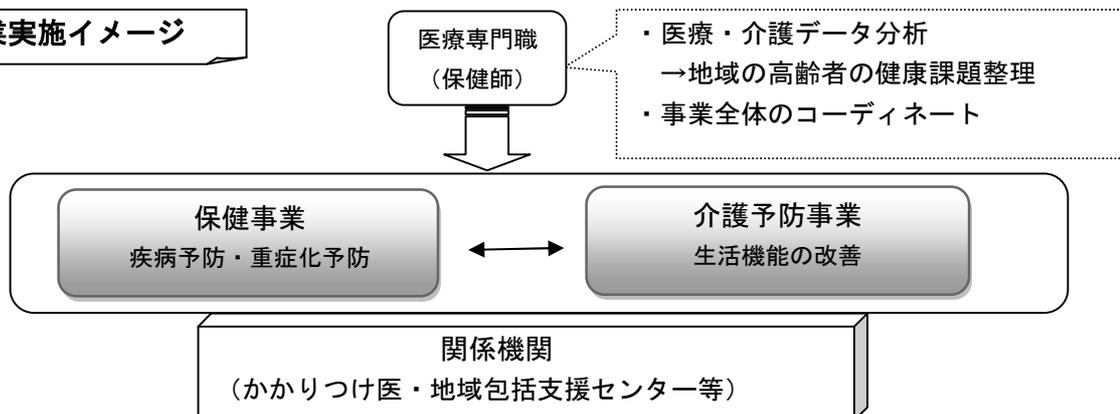
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,290	1,290	0	0	0

※(後期高齢者医療事業費) 会計年度任用職員 879 千円、高齢者の保健・介護予防一体事業 411 千円の合計

※関連課 健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)、健康福祉部健康増進課(電話:457-6119)

目的	高齢者の心身の多様な課題に対するきめ細やかな支援を実現するため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、疾病予防・重症化予防・生活機能の改善を図り、健康寿命の延伸を目指す。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に高齢化が進行し、持続可能な高齢者施策や介護保険制度の推進が課題となっており、本市においても、75歳以上人口が令和12年には17.8%に達すると推計され、高齢者医療費や介護給付費の増大を抑制することが重要である。 ・国は、すべての市区町村において高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を展開するため「高齢者の医療を確保するための法律」の改正を令和2年4月に施行した。
事業内容	<p>3か所の日常生活圏域※において、医療専門職員(保健師)1人及び会計年度任用職員2人の計3人体制で、事業全体のコーディネートや企画調整・分析等を実施。</p> <p>※日常生活圏域:介護サービス提供のため、住民が日常生活を営んでいる地域として、高齢者人口の状況、地理的条件、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案し市内に29の圏域を設定している。</p> <p>1 〈新規〉高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)</p> <p>(1) 口腔機能低下に伴う心身機能の低下を予防するための訪問相談(健康増進課)</p> <p>(2) 重複・頻回受診者、重複投薬者への相談・指導(国保年金課)</p> <p>(3) 健康状態が不明な高齢者を対象に、訪問等による状態把握及び必要なサービスへの接続(国保年金課)</p> <p>2 高齢者の通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)</p> <p>(1) フレイル予防に係る普及啓発活動や健康教育・健康相談の実施(高齢者福祉課)</p> <p>(2) 〈新規〉フレイル状態にある高齢者の把握及び保健指導の実施(国保年金課)</p>

事業実施イメージ



〈新規〉 中山間地域居宅介護支援確保事業

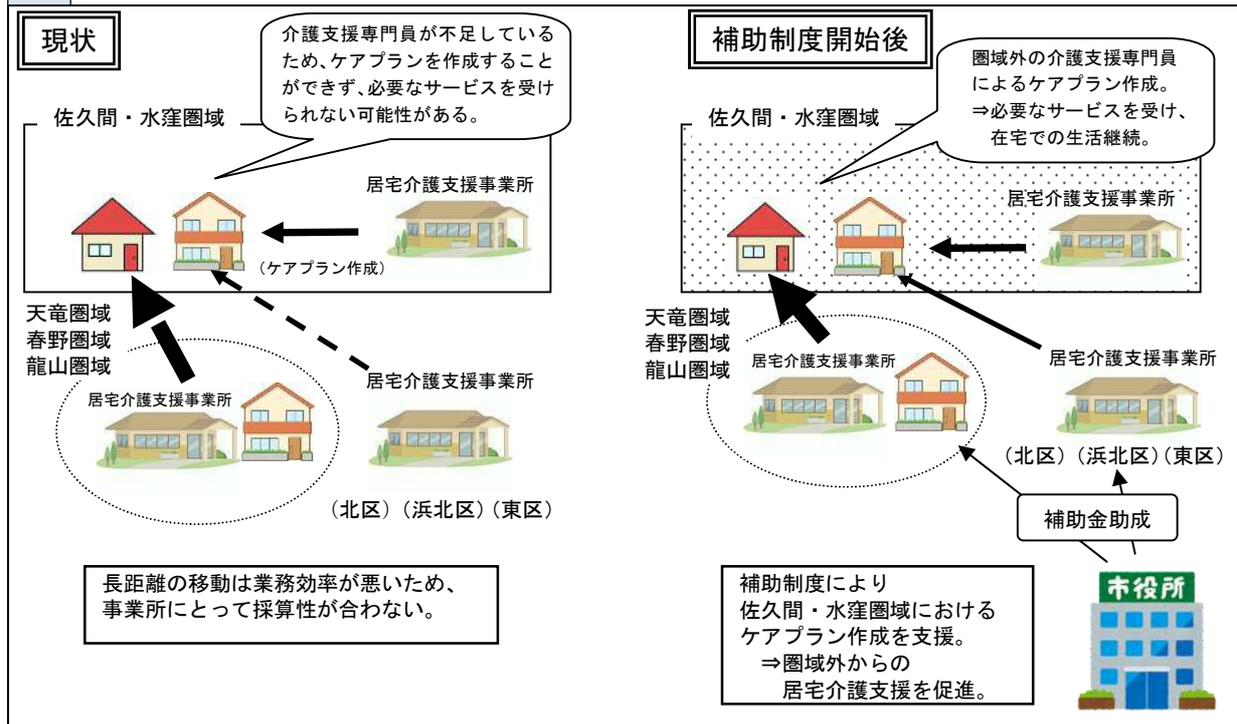
健康福祉部介護保険課
電話: 457-2862

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	5,400	0	0	0	5,400

※中山間地域介護サービス利用支援事業 47,333 千円の一部

目的	佐久間・水窪圏域外から居宅介護支援を行った居宅介護支援事業者に対する助成により、佐久間・水窪地域の在宅介護サービスを確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域では新規参入事業者の見込みがなく、介護支援専門員の確保が困難な状況にあり、特に佐久間・水窪地域においては、喫緊の課題となっている。 ・圏域外の居宅介護支援事業者が居宅介護支援を行う場合、移動時間に対する負担が大きく参入の足かせとなっている。
事業内容	<p>佐久間・水窪に居住する在宅要介護者に対して、居宅介護支援（ケアプランの作成・給付管理等）を行った場合に補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助額 佐久間・水窪圏域における支援 1 件あたり 5,000 円 2 補助対象 佐久間・水窪圏域外の居宅介護支援事業者 3 要件 佐久間・水窪圏域外の居宅介護支援事業所が居宅介護支援を行った場合



〈新規〉 かいご TERAKOYA 事業

健康福祉部介護保険課
電話: 457-2862

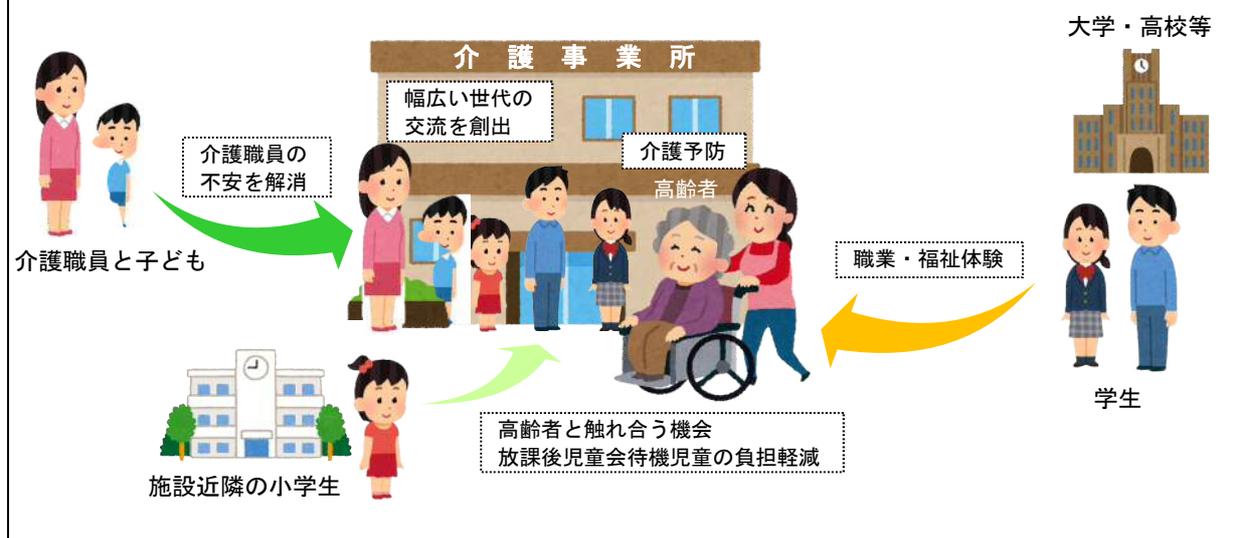
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	5,000	0	0	0	5,000

※介護人材確保対策事業 20,609 千円の一部

目的	介護職の雇用促進につながるよう、子どもを持つ介護職員が、安心して働くことができる職場環境を整備するとともに介護の現場や高齢者との触れ合いを通して、子どもたちが介護の仕事を手近に感じる機会を提供する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期浜松市介護保険事業計画の推計では、令和7年度に約2,200人の介護職員が不足すると見込まれている。 ・市内介護事業所では、育児中の介護職員が子どもの長期休暇中の勤務に苦慮している。 ・国は、子どもから高齢者までが同じ空間・時間を共にする共生型サービスを推奨しており、取り組み事例のない全国初の事業となる。
事業内容	<p>市内の介護事業所において、介護職員の子どもや近隣の小学生を預かるサービスの提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受入施設 市内5施設 2 受入対象 介護職員の子ども及び受入施設近隣の小学生 3 受入人数 1施設あたり 10~15人程度 4 実施期間 小学校の夏休み期間(約35日) 5 事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つ介護職員が安心して働ける職場環境の整備 ・子どもたちが介護の現場に触れ、就職の選択肢とする機会の提供 ・小学生と高齢者が接することによる心身の育成と介護予防の相乗効果

かいご TERAKOYA イメージ



〈拡充〉在宅医療 ICT 推進事業

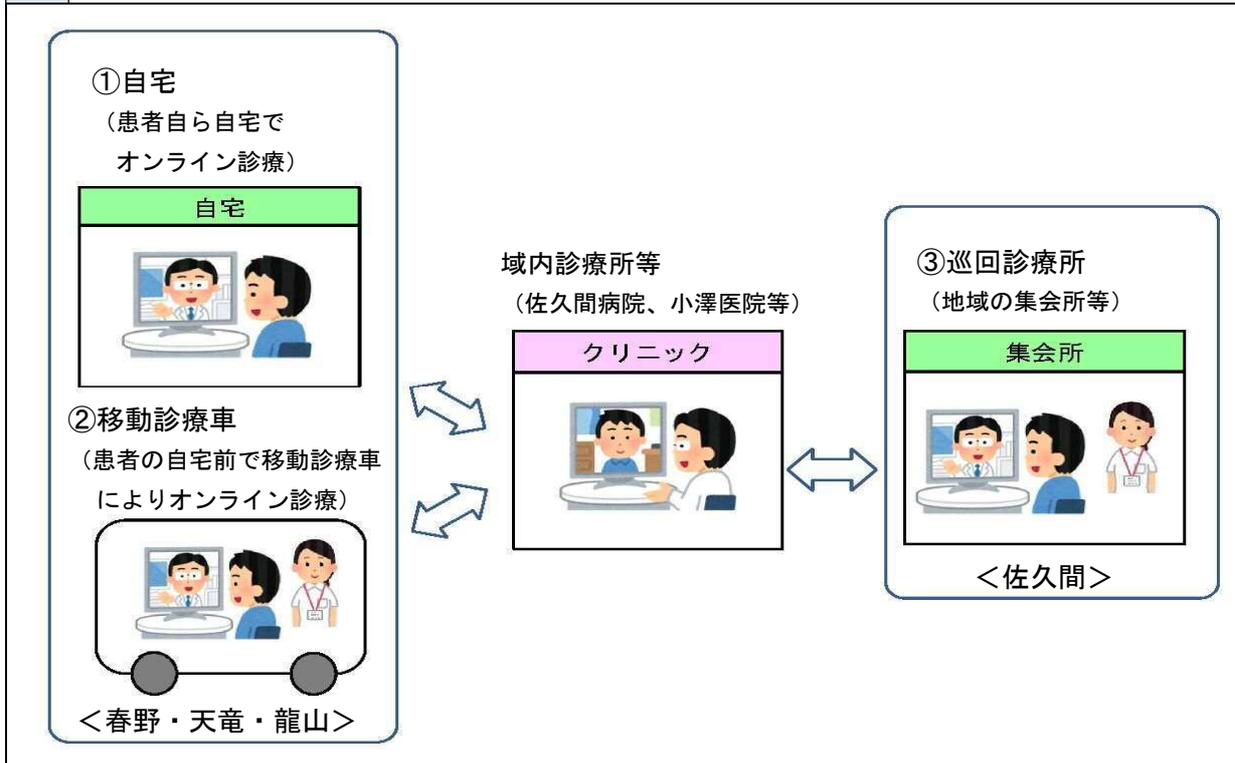
健康福祉部健康医療課
電話: 453-6178

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	9,067	4,500	0	3,000	1,567

※財源（その他）過疎地域持続的発展事業基金繰入金

目的	天竜区の中山間地域に地域支援看護師を配置し、オンライン診療の補助及び健康相談事業等を行い、医療基盤の向上を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度、春野町において移動診療車によるオンライン診療やオンライン服薬指導等について実証実験を行った結果、診療所の医師の負担軽減や、交通弱者である患者への事業への有用性が検証できた。 令和 3 年度に開催された検討会議において、医療関係者からは、地区保健師をフォローできる地域支援看護師の早期配置の要望があり、住民からはオンライン診療の推進等の要望があった。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 地域支援看護師の拡充 天竜区の中山間地域におけるオンライン診療の補助及び住民の健康教育・相談等 オンライン診療の拡充 春野地区に加え、天竜・龍山地区の患者宅を訪問し、オンライン診療を実施 巡回診療の一部オンライン化 佐久間病院の巡回による対面診療の一部をオンライン診療により補完



新型コロナウイルス感染症対応事業

健康福祉部健康医療課
電話:453-6178

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,342,553	3,048,082	0	58,827	235,644

※関連課 健康福祉部保健環境研究所(電話:411-1311)、健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)、健康福祉部保健総務課(電話:453-6111)、健康福祉部生活衛生課(電話:453-6118)

※財源(その他) 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金

目的	新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、市民の安全安心な生活を確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月に初めて国内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、不定期に流行が発生しており、未だ収束に至っていない。 令和3年7月から9月までの「第5波」において、本市では3,048人と過去最大の患者数となった。 12月からの「第6波」に至っては、第5波を上回る患者数を記録しており、今後の流行に備えた対応が必要である。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種事業 2,500,378千円 追加接種(3回目)及び小児を対象とした2回接種にかかる医師派遣、接種会場運営、ワクチンパスポートの発行など 感染症対策事業 612,894千円 PCR検査費用及び入院医療費の自己負担分を公費負担 発熱等受診相談センター運営事業 93,490千円 電話相談、受診調整業務、患者を対象とした健康フォローアップ 食中毒、感染症検査事業 69,487千円 検査のための試薬等の購入 医療調整本部事業 55,608千円 <ul style="list-style-type: none"> 患者搬送車の運行、搬送時の医療機関との連絡調整にかかる看護師の同乗 自宅療養者等の症状悪化時に、保健所の依頼により診療を実施する医療機関に対し、患者数に応じた協力金を交付 PCR検査センター設置運営事業 10,696千円 PCR検査センターの交通誘導など
<pre> graph LR A[相談・受付] --> B[検体採取] B --> C[検査] C --> D[搬送・療養・入院] E[予防接種] F[疫学調査] </pre>	

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	安全・安心・ 快適	4,983	0	0	0	4,983

※墓園等整備・管理事業 158,528千円の一部

目的	市が管理する墓園・墓地及び納骨堂について、適正な施設整備及び運営を行うため、今後の整備、修繕、維持管理に関する方針を策定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化に伴う墓じまいの傾向や宗派を問わない民間事業型墓地の増加など、お墓に対する市民ニーズや社会情勢が変化している。 ・市が運営する墓園等についても利用傾向に変化がみられるほか、開設以来、大規模な施設改修がされておらず、バリアフリー化や老朽化対策等、計画的に修繕を進める必要がある。
事業内容	<p>墓園・墓地及び納骨堂の整備、維持管理等に関する方針を策定する。</p> <p>1 対象施設 中沢墓園、三方原墓園、舞阪吹上墓地、船明墓地、納骨堂等</p> <p>2 内容 (1) 市内民間施設の動向整理、墓地需要の推計 (2) 対象施設ごとの整備、修繕計画の検討 (3) 概算事業費の算出、整備スケジュールの検討 (4) 整備、修繕、維持管理に関する方針の策定 (5) 船明墓地未整備区画の方針、納骨堂の需要見込み及び増築計画</p>



浜松市納骨堂

〈拡充〉産後ケア事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	25,254	12,627	0	0	12,627

※母子相談事業 31,338 千円の一部

目的	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子及びその家族が健やかな育児をできるよう支援する。																		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法改正により、令和3年4月より産後ケア事業が市町村の努力義務として法定化されている。 ・デイサービス型（短時間型）及び訪問型の通算利用日数の上限について、本市以外の政令指定都市は複数回の利用を認めており、静岡市においては7日間としている。 																		
事業内容	<p>1 ケアの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型：利用者を宿泊させて保健指導、ケアを行う。 ・デイサービス型（1日型、短時間型）：医療機関や助産院への個別来所により、1日又は短時間（1時間又は2時間）、保健指導やケアを行う。 ・訪問型：利用者の居宅を訪問して保健指導やケアを行う。 <p>2 変更点</p> <p>デイサービス型（短時間型）及び訪問型の利用日数の上限を各1日から通算7日に拡充</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <th>通算利用日数 (上限)</th> <th>通算利用日数 (上限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊型</td> <td style="text-align: center;">7日</td> <td style="text-align: center;">7日</td> </tr> <tr> <td>デイサービス（1日型）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>デイサービス型（短時間型）</td> <td style="text-align: center;">7日</td> <td style="text-align: center;">1日</td> </tr> <tr> <td>訪問型</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1日</td> </tr> </tbody> </table>			令和4年度	令和3年度	通算利用日数 (上限)	通算利用日数 (上限)	宿泊型	7日	7日	デイサービス（1日型）			デイサービス型（短時間型）	7日	1日	訪問型		1日
	令和4年度	令和3年度																	
	通算利用日数 (上限)	通算利用日数 (上限)																	
宿泊型	7日	7日																	
デイサービス（1日型）																			
デイサービス型（短時間型）	7日	1日																	
訪問型		1日																	

産後ケア事業



育児手技や授乳指導等を実施。

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,254	627	0	0	627

※母子訪問指導事業 20,971 千円の一部

目的	育児困難が予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦について、継続的に妊婦の状況を把握することにより、適切な支援につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時に継続的な支援が必要であると市が判断した妊婦は、産科医療機関と連携を図りながら、妊娠中から地区担当保健師による切れ目のない支援が必要である。 ・支援につながりにくい妊婦に対し、継続的に妊婦の状況を把握するため、国は新たに、令和3年度補正予算において、家庭訪問時に育児用品等を配布する妊婦訪問支援事業を創設した。
事業内容	<p>保健師による家庭訪問の際に、新たに育児用品等を配布することで継続的な支援を行う。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 初回の家庭訪問で支援物品を配布</p> <p>(2) 初回の家庭訪問後、経済的困窮等によりさらに支援が必要な妊婦に対して、継続的に支援</p> <p>2 支援物品</p> <p>育児用品や生活必需品等のセット (例: 紙オムツ、おしり拭き、肌着等)</p>

母子健康手帳交付時の面接



●継続支援が必要な妊婦の把握

出産準備 (育児用品等の準備)



●経済的困窮等の妊婦が出産準備に対する困難感あり

保健師による家庭訪問



●育児用品等を配布し、切れ目のない支援につなげる

〈新規〉HPVワクチンキャッチアップ接種事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	236,105	0	0	0	236,105

※母子予防接種事業 2,179,939 千円の一部

目的	HPV ワクチン接種の積極的勧奨差し控えの廃止に伴い、接種機会を逃した方の予防接種を実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ HPV ワクチンの定期接種は平成 25 年（2013 年）4 月から開始されたが、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられ、同年 6 月から積極的勧奨を差し控えることとなった。 ・ 最新の知見を踏まえ、国の部会にて接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和 3 年（2021 年）11 月に積極的勧奨の差し控えが廃止された。 <p>※HPV ワクチン 子宮頸がんをおこしやすいタイプである HPV（ヒトパピローマウイルス）16 型と 18 型の感染を防ぐことができるワクチン</p>
事業内容	<p>積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保するためのキャッチアップ接種を全額公費負担で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 キャッチアップ接種対象者 平成 9 年度（1997 年度）生まれから平成 17 年度（2005 年度）生まれまでの女子 ※令和 4 年度は高校 2 年生から 25 歳までが対象 2 キャッチアップ対象期間 令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 年間 3 接種スケジュール 6 か月の間に 3 回接種（一般的な接種スケジュール） 4 周知方法 接種対象者へのリーフレット等の個別送付による情報提供



R4 年度 HPV ワクチン接種対象者

定期接種
の対象者

小 6 ~ 高 1

キャッチアップ
接種の対象者

高 2 ~ 25 歳

HPV ワクチンの
接種機会を逃した世代

特定不妊治療費支援事業

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

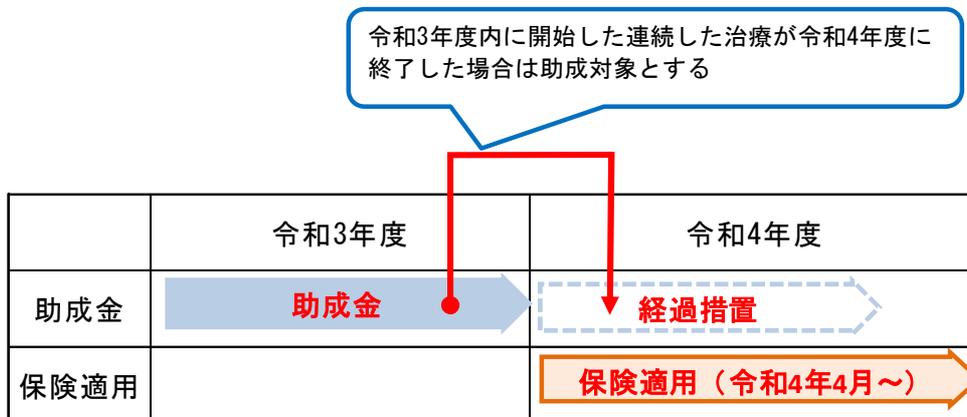
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	136,817	68,408	0	0	68,409

※不妊治療費等支援事業 151,793 千円の一部

目的	不妊に悩む夫婦に対し、特定不妊治療に係る治療費を助成することにより経済的負担の軽減を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療については、医療保険が適用されないため、高額な治療費が課題となってきた。 ・本市は平成 16 年度（2004 年度）から特定不妊治療に対して助成を行ってきた。 ・国は令和 3 年 12 月の中央社会保険医療協議会にて医療保険適用の方針を示し、令和 4 年 4 月からの制度開始が予定されている。
事業内容	<p>保険適用に伴い、令和 4 年 4 月以降新たに開始された特定不妊治療について助成を廃止する。なお、令和 4 年度については、国補助対象となる経過措置分を助成対象とする。</p> <p>1 令和 4 年度助成対象者 (1) 年度をまたぐ治療をした者 (2) 令和 4 年 1 月～3 月治療終了者で令和 4 年度に申請のあった者</p> <p>2 対象治療 体外受精・顕微授精・男性不妊治療（保険適用外）</p>

年度をまたぐ治療のイメージ



〈拡充〉 不育症治療費支援事業

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,484	375	0	0	1,109

※不妊治療費等支援事業 151,793 千円の一部

目的	不育症治療を行う夫婦に対し、検査または治療に係る費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産しやすい環境づくりに寄与する。 ※不育症：妊娠するものの流産・死産を2回以上繰り返す状態		
背景	<ul style="list-style-type: none"> 本市は平成29年度（2017年度）より助成開始。 国は令和3年4月より、先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部助成を開始した。 		
事業内容	不育治療費支援事業費補助金について、従来からの助成に加え、国が助成対象とした先進医療も対象とする。		
	区分	従来分	拡充分
	対象治療	本市が対象と定めている検査・治療（保険適用外）	先進医療として告示されている不育症検査（保険適用外）
		抗リン脂質抗体、夫婦染色体検査、凝固因子検査、絨毛染色体検査、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法等	絨毛染色体検査 （※今後新規指定等で変更の可能性有）
	医療機関条件	特になし	先進医療届出医療機関
	補助率	7/10	10/10
	補助上限額	通算 245,000 円	1 回につき 50,000 円
	助成期間	2 年	なし
	対象年齢	妻の年齢 43 歳未満	なし

不育症治療費支援事業



〈拡充〉母子保健事業予約システム

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	5,859	3,650	0	0	2,209

※母子保健デジタル運営経費 9,803 千円の一部

目的	令和2年度に導入した母子保健事業における電子予約サービスについて、更なる機能拡充を図ることにより、市民の利便性向上及び効率的な事業運営を図る。						
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・現在しずおか電子申請サービスを活用している「出生連絡票」について、令和3年度末にて電子申請サービスの契約が終了するため、別の申請手段が必要である。 ・産後ケア事業の利用にあたっては、専門職の面接によるアセスメントが必要であるが、産後1年未満という対象者の特性上、電子申請及びオンライン面接のニーズは高い。 						
事業内容	<p>Web 及び LINE を活用した電子申請・予約受付システムを拡充する。</p> <p>1 対象事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和4年度(拡充後)</th> <th>令和3年度(現行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>現行5事業 + 産後ケア事業</td> <td>親子すこやか相談 2歳児歯科健診 離乳食教室 もぐもぐ元気っこ教室 はじめてのパパママレッスン</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のほか、出生連絡票についても電子申請可能</p> <p>2 利用システム 予約サービス「Maica(まいか)」 (NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ提供)</p>	年度	令和4年度(拡充後)	令和3年度(現行)	事業名	現行5事業 + 産後ケア事業	親子すこやか相談 2歳児歯科健診 離乳食教室 もぐもぐ元気っこ教室 はじめてのパパママレッスン
年度	令和4年度(拡充後)	令和3年度(現行)					
事業名	現行5事業 + 産後ケア事業	親子すこやか相談 2歳児歯科健診 離乳食教室 もぐもぐ元気っこ教室 はじめてのパパママレッスン					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(利用者) 電子申請・予約</p>  </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>(市) 申請・予約受付</p>  </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>(利用者・市) オンライン面接等実施</p>  </div> </div>							

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,151	1,151	0	0	0

※地域食育活動支援事業 3,421千円の一部

目的	「ベジメータ測定器」を利用し、野菜摂取状況を数値化することで、野菜摂取量の増加につなげるとともに、食に関する興味、関心の向上を図り、市民の健康と生活習慣病の予防につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）の調査報告において、本市は県内他市町に比べて糖尿病予備群が多い。 市、聖隷浜松病院及び常葉大学との共同研究で、静岡大学教育学部附属浜松小中学校、常葉大学においてベジメータ測定を実施し、行動変容の効果に結び付けることができた。
事業内容	<p>1 若い世代への野菜摂取量増加のための働きかけ</p> <p>(1) 小中学生、高校生、大学生 3回のベジメータ測定と市の管理栄養士による栄養指導を行い、結果を学校にフィードバックし、学校教諭と連携して家庭科や保健の授業で活用</p> <p>(2) 健康経営に取り組んでいる企業の従業員 専門職が企業を訪問し、3回のベジメータ測定と市の管理栄養士による栄養指導を実施</p> <p>2 ベジメータを活用した野菜摂取増加に向けたキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ベジメータ測定器をスーパーなどに設置し、ベジメータ測定カードを配布 健康増進普及月間を含む3か月間等で、測定を3回実施して、スコアが上昇した者に特典を付与

※ベジメータ®

白色LED光を使った皮膚のカロテノイド量測定器。左手の中指をレンズに充てて測定。測定時間は約10秒間。結果は、「ベジスコア」とよばれる0～1000の数値となって表れ、野菜摂取状況を反映する。



ベジメータ測定の様子



ベジメータ結果用紙

〈新規〉 婦人科検診受診率向上対策事業

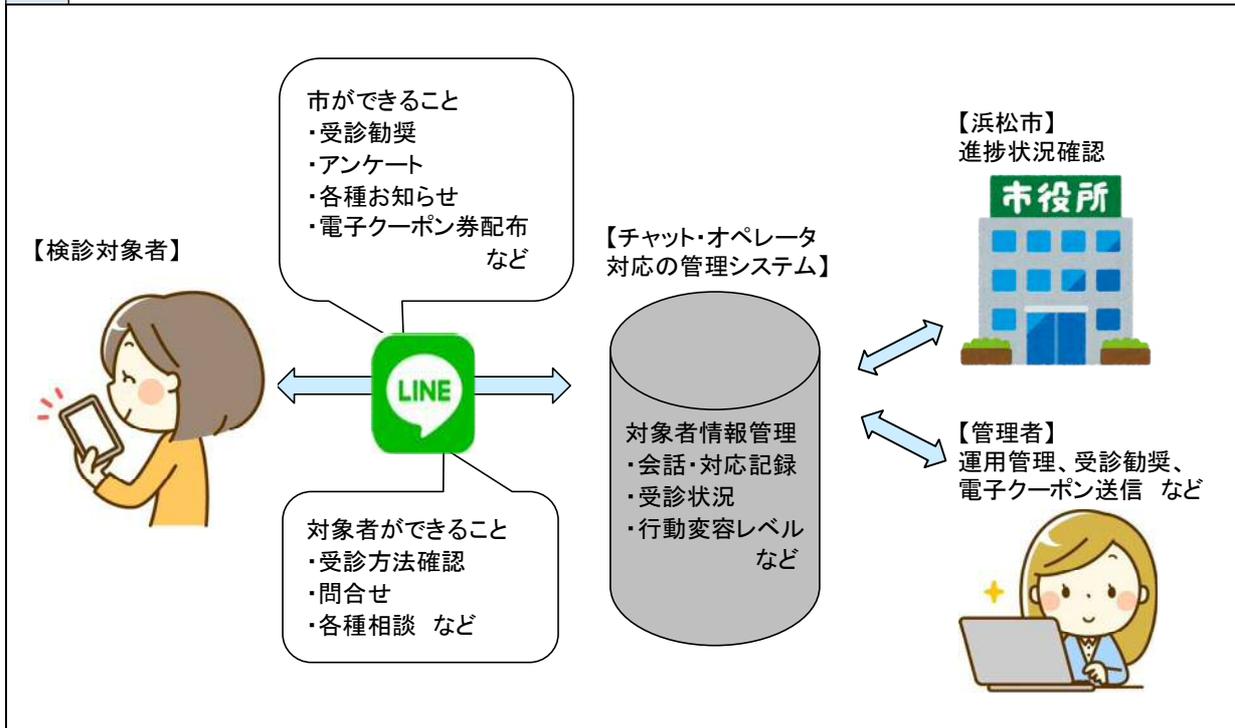
健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,960	0	0	0	3,960

※がん検診等事業 1,271,377 千円の一部

目的	子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率向上により、がんの早期発見・早期治療を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 本市の令和2年度の子宮頸がん及び乳がんともに受診率は36.9%であり、がん対策推進計画において定めている令和5年度の目標50%以上には到達していない状況である。 子宮頸がんについては、令和2年度から産業振興課の「実証実験サポート事業」で採択された「LINE等のDXを活用した子宮頸がん検診受診率向上施策」を実施しており、令和3年度からLINEによる受診勧奨等を行っている。
事業内容	<p>現在実施しているLINEを活用した受診勧奨システムの対象に、乳がんを追加する。</p> <p>1 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> モニター募集 (LINEの友達登録)、受診勧奨、アンケート調査 電子無料クーポン券交付、利用状況・アンケート集計及び分析 など <p>2 実施期間</p> <p>令和4年6月～令和5年2月</p>



〈新規〉はままつ健幸クラブ

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	13,008	0	0	0	13,008

※浜松ウエルネスプロジェクト事業 23,883 千円の一部

目的	「浜松ウエルネスプロジェクト」への市民参加の拡大や、健康増進活動等の促進、健康無関心層の行動変容などに向け、ヘルスケアアプリを導入する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・DXの進展により、データ取得や情報通知が容易なヘルスケアアプリを活用した健康マイレージ(ポイント)事業を導入する自治体が増加している。 ・平成27年(2015年)に国が実施した実証実験プロジェクトにおいて、健康ポイント制度により参加者の1日あたり歩数が約2,000歩増加するなど、行動変容を促すことが確認された。
事業内容	<p>ヘルスケアアプリを活用した「はままつ健幸クラブ」の新設</p> <ol style="list-style-type: none"> クラブ会員活動 <ul style="list-style-type: none"> (1) 浜松ウエルネスプロジェクトで実施する各種事業や社会実証事業等への参加 (2) 指定した健康づくり活動や健康イベント等への参加 (3) 健康診断等を受診 (4) 各種アンケートや調査への協力 健康マイレージ付与 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市は、上記の活動に対してマイレージを付与 (2) 会員は貯まったマイレージを健康商品や地域産品等と交換(抽選) 対象者 浜松市民(目標:初年度5,000人、3年間で24,000人) 期間 令和4年度~令和6年度 令和4年10月開始予定
<p> 市役所 浜松市 ・健康イベントの情報 ・社会実証事業の情報 ・住民の活動状況の確認 ・アンケート結果 </p> <p> はままつ健幸クラブ (ヘルスケアアプリ) </p> <p> 市民 ・アプリでの健康活動 ・健康イベントへの参加 ・社会実証事業などへの参加 ・健康診断等を受診 ・アンケートへの協力 ・活動に応じてマイレージ獲得 ・マイレージで健康商品等と交換(抽選) </p>	